

はあとふる家族風呂自主事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害や高齢のため一人では入浴ができない者や身体に傷跡等があり、浴場の一般利用者との共同利用が難しい者及びその介助者が、美浜町保健福祉センターの浴室を貸切利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、一人で入浴することが困難である者と介助する者
- (2) 福井県知的障害者療育手帳交付要綱の規定により療育手帳の交付を受けており、一人で入浴することが困難である者とその介助者
- (3) 介護保険法の規定により介護認定を受けており、一人で入浴することが困難である者とその介助者
- (4) 第1号から第3号に掲げる各種手帳等保持者ではないが、同様の状態であることを民生委員が認める者とその介助者
- (5) 身体の傷跡、精神疾患など身体機能以外の理由により、一般利用者との共同利用が難しい者とその介助者
- (6) 美浜町社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認めた者とその介助者

(申請)

第3条 浴室を利用しようとする対象者（以下、「申請者」という。）は、利用を希望する日の14日前までに申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る可否を審査し、利用することについての可否を決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第5条 虚偽による申請が判明した場合は、前条の利用決定を取り消すものとする。
2 前条による処分を受けた者は、以後の本事業の利用を許可しないものとする。

(参加費)

第6条 申請者は、美浜町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条に規定する浴室の利用料に加え、参加費500円を利用前に支払うものとする。

(利用時間)

第7条 本事業による浴場の1回の利用時間は、1時間以内とする。

(浴室貸切の告知)

第8条 本事業による利用が決定した場合、会長は速やかに保健福祉センターの受付及び浴室入口において、浴室を貸切とする日時を告知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、はあとふる家族風呂自主事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

令和3年9月15日

美浜町保健福祉センター指定管理者
社会福祉法人美浜町社会福祉協議会
会 長 乙 見 康 夫